

ID: 82

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	変更の承認		
例規名 根拠条項	村田町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	平成26年教育委員会規則第1号		
【基準】			
<p>第5条の規定による。 (変更の承認申請)</p> <p>第5条 前条の規定により現状変更行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、許可決定通知書を受けた後に、許可申請書に記載した現状変更行為を変更しようとするときは、現状変更行為変更承認申請書(様式第4号。以下「変更承認申請書」という。)に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認を決定しなければならない。この場合において、変更の承認を決定するときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により当該変更の承認を決定したときは、現状変更行為変更承認通知書(様式第5号)により、不承認の決定をしたときは現状変更行為変更不承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日